

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

※学校、公民館などへの講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

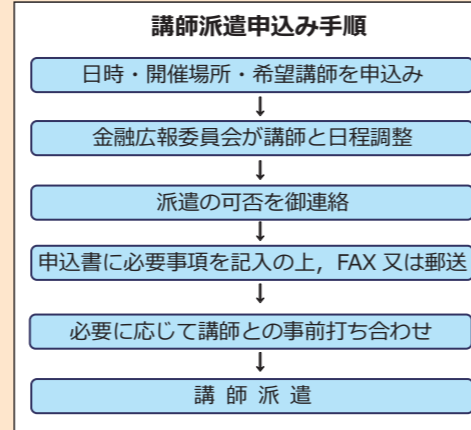
広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町8-17 日本銀行広島支店内

電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関などからなる中立・公正な組織です。

【講師をつとめる金融広報アドバイザー（令和3年9月現在）】



アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
なかがわ 隆喜 中川 たかよし	・会計および税務に関する基礎知識 ・小・中学生への会計講座	いそぎき 紀夫 磯崎 のりお	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識
まつい 智成 松井 ともなり	・有価証券報告書の読み方 ・身近な税金について ・会計・経理の基礎知識	くらはし 孝博 倉橋 たかひろ	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の基礎知識
にいたに 素子 二井谷 ちとこ	・税金に関する基礎知識 ・税金の計算のしくみ ・帳簿と税金について	まつおか 邦泰 松岡 くにやす	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
おおくぼ 隼 大久保 はやと	・相続および相続税に関する基礎知識 ・相続で採めないための対策	かわむら 佐和子 川村 さわこ	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
さとう 健次 佐藤 けんじ	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及等）	みかみ 貴久美 三上 きくみ	・ライフプランとキャリアプラン（生活設計と働き方） ・リタイアメントプラン（年金・保険など） ・子どもへの金銭教育
かじもと 利恵 梶本 りえ	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識		



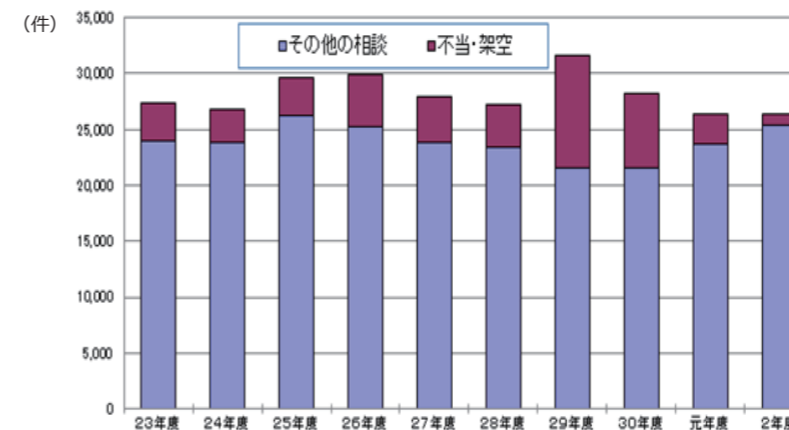
○消費生活相談状況について

令和2年度に県内の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談は26,403件で、前年度（26,356件）とほぼ同じ水準となりました。一方で、新型コロナウイルス感染症に関連した相談等が増加したことにより、「不当請求・架空請求」を除く「その他の相談」（不審なメール、マスクの送り付け、ネット通販の定期購入などに関する相談）は前年度から1,724件、7.3%増加しています。

○若者の消費者トラブルが増加しています

若年層（30歳未満）の相談件数は、前年度に比べて、456件増加しており、特に、オンラインゲームや副業サイトなどに関する相談が多く寄せられています。令和4年4月から成年年齢が引き下げられることで、18歳、19歳の若者は、未成年者を保護する制度である「未成年者取消権」（中面参照）が行使できなくなり、成人になりたての若者の消費者トラブルの増加が予想されています。若者から多く相談が寄せられている消費者トラブルについて学び、被害を未然に防ぎましょう。

【相談件数の推移】



【商品・役務別相談件数トップ5】

区分	件数	相談内容
1位 商品一般	1,757	不審なメール・SMS、個人情報聞き出そうとする電話等
2位 健康食品	1,400	定期購入を解約できない、商品の効果に不満等
3位 情報提供サービス	1,371	アダルトサイト、出会い系サイト、オンラインゲーム、情報商材、副業サイト等
4位 不動産貸借	1,174	敷金の返還、借家の明け渡し、修理代、保証金等
5位 化粧品	899	定期購入を解約できない、基礎化粧品、シャンプー等

※不当請求・架空請求を除く。

目次

成年年齢引き下げについて	… 2
副業サイト、美容医療に関するトラブル	… 3
広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口	… 4
協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）	

消費者トラブルの相談がいつでもどこでも！



平日は仕事や学校で忙しい方でも、消費者トラブルの相談や自己解決ができるよう、広島県消費者啓発サイトをリニューアルしました！サイト内の「メール相談」、「よくある相談事例」をご活用ください。



【メール相談】



【よくある相談事例】

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※	市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日(祝日も対応)	10:00~19:00	安芸高田市	0826-42-1143	火・木	9:30~16:30
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30	江田島市	0823-43-1843	月~金	9:00~16:00
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00	※金曜日は9:00~15:00			
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00	府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00	海田町	082-823-9219	月~金	9:30~16:30
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30	熊野町	082-820-5636	月~金	10:00~16:00
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00	坂町	082-820-1535	木	9:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00	安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00	北広島町	0826-72-5571	木	10:00~16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00	大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00	※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口で相談できます。			
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00	世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
				神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00

※祝日・年末年始（広島市は年末年始）は休みです。また、昼休憩があります。

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）
〒730-8511 広島市中区基町10-52 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/>
・消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
・県民相談 ☎082-223-8811 … 行政関係、相続・離婚、近隣トラブル、交通事故問題など
受付時間：月~金（祝日、年末年始を除く） 9:00~17:00

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730

18歳から大人に！成年年齢が引き下げられます！

成年年齢引き下げって何？

民法改正により、令和4年4月から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。これにより、令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となります。成年になると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。一方で、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙などについては、20歳にならないとできません。



成年年齢の引き下げで変わる事・変わらない事

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと
<ul style="list-style-type: none">親の同意がなくても契約ができる（携帯電話の購入、ひとり暮らしのアパートを借りる、ローンを組むなど）10年有効のパスポートの取得 など	<ul style="list-style-type: none">飲酒をする喫煙をする競馬、競輪、競艇、オートレースの投票券などをかう大型、中型自動車運転免許の取得 など

大人になると消費者トラブルが増加する？

未成年者の場合、親の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが（※未成年者取消権）、大人になるとそうした保護はありません。また、社会経験や契約に関する知識の少ない若者を狙い打ちにする悪質な事業者もいます。国民生活センターによると、大人になりたての若者（20～24歳）の相談件数（平均値）は、未成年（18・19歳）の相談件数（平均値）に比べ、約1.5倍に大幅に増えています。



※未成年者取消権とは

未成年者が親などの保護者の同意を得ずに、商品などの契約をした場合、取り消すことができる権利のこと。（適用例 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品を契約した場合 など）

※小遣いの範囲内の少額な契約や、「大人です」とウソをついた場合などは、取り消しができない場合もあります。

契約には責任も生じます。その契約が必要かどうか、よく検討しましょう。

大人になると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、その契約の責任を負うのも自分自身になります。契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要か判断する力を身につけておくことが重要です。消費者庁では特設サイトにて、成年年齢引き下げや若者の消費者トラブル防止に関する情報を掲載しています。



詳しくは、消費者庁特設サイト「18歳から大人」をご覧ください。



「簡単に稼げる？」副業サイトに関するトラブルに注意！

事例紹介

SNSで知り合い、仲良くなった女性から副業を勧められた。「自宅で手軽に1日2万円稼げる」と勧誘され、契約を申し込んだ。初期費用は6万円でカード決済をし、後日、情報商材のマニュアルが届いた。内容はネットオークションを利用して、転売で利益を得るというものだったが、到底1日2万円も稼げるとは思えない。返金をしてほしい。（20歳代 男性）



※情報商材とは

副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウなどと称してインターネットなどで販売されている情報のこと。高額な割に内容が薄いものがあるほか、情報商材をきっかけに高額なコンサルティングやビジネスセミナー、ソフトウェアなどを契約させられるケースも見られます。

トラブルに遭わないために

○「簡単に稼げる」といった甘い言葉をうのみにしないようにしましょう

こうした副業や情報商材の多くは、支払ったお金を超える利益が得られるものではありません。勧誘されても、すぐに契約をするのはやめましょう。また、もうけ話の実態や仕組みがよく分からない場合も、契約をするのは慎重にしましょう。

○借金をしてまで契約をすすめる事業者には要注意！

お金がないというと「すぐに元がとれるから」と消費者金融などで、借金を勧めて契約をさせるケースもあります。お金を稼ごうと思っているのに、高額な契約を勧誘されたり、話が違ふと思ったら、きっぱりと断りましょう。

エステや美容医療に関するトラブル

事例紹介

友達の紹介でエステ店に行った。1年間で約20万円のフェイシャルエステのコースを勧誘され、今日契約はできないので帰らせてほしいと言ったのに、しつこく勧誘が続き、契約するまで帰らせてもらえなかった。結局、断り切れず契約をしてしまった。支払いはクレジットを組んでいる。契約を取り消したい。（20歳代 女性）



エステや美容医療のクーリング・オフと中途解約について

エステや美容医療について、「期間が1か月を超え、かつ契約金額が5万円を超える場合」には、契約書面を受けとってから8日間は、クーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても、法律で定められた解約料を支払えば、いつでも解約することができます。

トラブルに遭わないために

○契約は慎重に！内容はしっかりと確認しましょう

「お試し無料」や「今だけ0%オフ」といった広告や説明をうのみにしないようにしましょう。また、事業者が契約内容や支払総額、解約条件などについて十分な説明を求めて、安易な契約はしないようにしましょう。

○必要がなければ「契約しない」ときっぱり断りましょう

契約を断っても、長時間にわたりしつこく勧誘を行う悪質な事業者もいます。必要がなければ、きっぱりと断り、いったん店を出て周囲に相談するなどして、慎重に検討するようにしましょう。

契約や買い物で困ったときは、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。